

○松山広域福祉施設事務組合職員の育児休業等に関する
条例

制 定 平成4年3月26日条例第2号
改 正 令和5年2月20日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 本組合職員の育児休業等に関しては、松山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年松山市条例第3号）及び同条例の改正に係る経過措置に関する規定を準用する。

付 則

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 松山広域福祉施設事務組合職員の育児休業に係る給与等に関する条例（昭和52年条例第1号）は、廃止する。ただし、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和50年法律第62号）に基づく育児休業の期間のうちこの条例の施行の日前の期間に係る給与及び退職手当に関する取扱いについては、なお従前の例による。

付 則（令和5年2月20日条例第2号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。